

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	とみおかスマイル保育園
経営主体(法人等)	株式会社 スマイル保育園
対象サービス	認可保育所
事業所住所等	〒236-0051 横浜市金沢区富岡東5-19-9
設立年月日	平成25年 4月1日
評価実施期間	平成27年 7月 ～ 平成28年 1月
公表年月	平成28年 6月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	横浜市版
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
[施設の特徴] ・ 立地及び施設の概要 当とみおかスマイル保育園は、京浜急行富岡駅から徒歩5分の閑静な住宅地に立地し、株式会社スマイル保育園傘下3園目の保育園として平成25年4月1日に開設し、3年目を迎えています。園児定員は60名（現在58名在籍）で、産休明け保育、延長保育、障がい児保育、一時保育を行っています。 ・ 保育の特徴 設置法人傘下の3保育園は合同ミーティングや合同行事を行って、日常的に連携しています。当園の特徴として、異年齢保育、食育活動、英語、ヒップホップ、書道、体操を行い、園児の総合的成長を支援しています。 [特に優れていると思われる点] 1. 地域子育て支援活動と「赤ちゃんの駅」 当園は、今年6月から金沢区の子育て支援の取り組み「赤ちゃんの駅」を実施し、赤ちゃんを連れた地域のお母さんが、オムツ替えやトイレ、授乳などの休憩を目的に気軽に立ち寄れるよう園と園庭の提供を行っています。赤ちゃんを連れたお母さんたちからは、「親子で憩える有難い保育園」と大変喜ばれています。9月からの利用者は平均で1か月30名に上り、今では園見学を兼ねて立ち寄り、園庭開放や一時保育の利用にもつながって、園ならではの地域子育て支援サービスとなっています。 2. 職員教育システムで人材育成 園では、職員全員が「保育の目標・提案・反省」の用紙に、年4回「目標・提案・反省」を記載し、その都度園長と面接を行って指導を受けています。また、職員は年度末に向けて「保育士のためのチェックリスト」143項目の自己評価を行い、自己の課題を認識するとともに、園長・主任の助言・指導を受けて、職員の資質の向上に努めています。 3. 子どもたちの憩いのスペース「おひさまルーム」 2階3～5歳児保育室の5歳児側事務所寄りの南向きに、直径1 m弱の丸窓がある畳2畳強のスペースを作り、3～5歳児保育室とは柵で区切って、子どもの視線に入らないよう工夫されています。子どもにとっては、この空間にいる間は誰にも邪魔されない、自分たちだけの世界となっています。	

子どもたちは好きなおもちゃを持ち込んで遊んだり、丸窓から園庭を覗いたり、職員を誘って絵本を読んでもらったりしています。

保育室の片隅の隠れ家的なこのスペースは、子どもが一人になりたい時や自分の遊びを続けたい時、また職員と1対1で過ごせる場としても活用され、「おひさまルーム」と名付けて子どもたちの憩いのスペースとなっています。

[特に改善や工夫などを期待したい点]

1. 園と保護者との連携・交流についての工夫

園では保護者懇談会を行わず、年2回の保育参観時に、園から保護者にクラスの様子を伝えていきます。また、園だよりやクラスだよりも毎月の発行とはなっていません。今回の保護者アンケートでは、「保護者懇談会や個別面接などによる話し合いの機会」については23%、「園だよりや掲示などによる園の様子や行事に関する情報提供」については35%、「送迎の際のお子さんの様子に関する情報提供」については39%、「年間の保育や行事に、保護者の要望が活かされているか」については38%の否定的な回答が寄せられています。園と保護者との連携・交流について、見直しと改善が期待されます。

2. 経営・運営状況などの情報の積極的開示

現在、園の設置法人の経営・運営状況などの公開が社会的に求められています。園のホームページなどを利用して、毎決算期ごとの貸借対照表・損益計算書などの概要を掲載し、保護者や地域関係者に広く経営・運営状況を公表することが期待されます。

3. 保育園の自己評価の実施と自己評価結果の公表

保育園は現在制度的に、第三者評価を受審しない年度においても、自主的に自己評価を計画的に行うこととなっています。そしてその結果も公表することになっています。次年度から自主的な自己評価の実施と、その結果を公表することが期待されます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重	・保育理念に「子どもたちに、潜在能力を最大限に発揮できる力を」、保育方針に「子どもたちの心と体の健康に良い環境を作ります」、保育目標に「笑顔で、美しく、元気よく」「いつも笑顔で、みんなと仲良く生活することを学びます」を掲げ、利用者本人を尊重したものになっています。 ・職員は子どもの目線で、発達に応じて納得できる、分かり易い言葉を選んで子どもの言葉に耳を傾け、接しています。 ・職員は子どもの気持ちの発信を尊重し、子ども自身が余裕を持って行動できるような声かけを行っています。言葉で表現ができない子どもからの指差しや、「あー」の意思表示や幼児の「〇〇したい」を尊重しています。呼び名は保護者の了解を得て、家庭での呼び名や愛称を園でも使用して、呼び捨てにしています。 ・守秘義務について職員に採用時に個人情報保護ガイドライン、保育士倫理要綱を説明し、理解を得ています。保護者には「入園のご案内」を基に個人情報とプライバシーの保護について説明し、個人情報の使用と、スナップ写真の使用について承諾書を取っています。個人ファイルが入っている棚は施錠し、その書類は園外持ち出し禁止としています。 ・職員は子どもが好んで使うコーナーや廊下を活用して、1対1で子どもの言い
----------------	---

	分をやさしく聞いています。 ・出席簿は月齢順で、並び順は男女の区別なく自由に並んでいます。職員は性差を意識する言葉かけを行わず、男女に関係なく一人一人を育てる意識を持っています。 ・おもらしをした時は、子どもの心を傷つけないように他児から離れたところでシャワーと着替えをして、心地よく過ごせるよう配慮しています。
2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	・保育課程は、年齢ごとの発達過程に応じて、理念・方針・園目標に沿うように子どもの最善の利益を最優先にして作成しています。 ・職員は自由遊びや散歩の際には、子どものやりたいこと、行きたいところを問いかけ、その活動の目的や狙いを考慮しながら、子どもの思いや意思を取り入れて、計画に柔軟性を持たせています。 ・0～2歳児について個別指導計画を毎月作成しています。 ・幼児で特別な課題がある場合には、個別指導計画を作成し、保護者に面談し、保育園内の状況をケース記録と保育日誌を記載し、期ごとの反省も記載しています。また、横浜市南部療育センターからの巡回相談も受けています。 ・各クラスとも、子どもの手の届く高さに合わせて絵本、ブロック、おままごと、ぬいぐるみなど種類ごとに入っているかが並べられ、自由に子どもが取り出して遊べるようになっています。 ・職員は一緒に食事をとり、苦手な食材に興味を持てるよう食感を言葉にして伝え、楽しく無理のない声かけで、子どもが自分で食べようとする意欲を大事にしています。職員は完食の子どもとハイタッチをし、食べ方の遅い子どもは、職員の励ましを受けながらゆっくりと完食しています。 ・乳幼児突然死症候群に対する対策として0、1歳児はうつぶせ寝を禁じ、入園時に保護者に説明して協力を求めています。タイマーを使用して0歳児は5分ごとに、1歳児は10分ごとに、2歳児は15分ごとに睡眠状態の確認、記録をして見守っています。 ・職員は、日々保護者と連携して0～2歳児の排泄リズムを把握し、トイレトレーニングはオムツが汚れていない時は便座に座り、トイレに慣れることから始め、個人差を尊重しながら2歳ごろから本格的に取り組んでいます。幼児になるとトイレのルールやマナーを知らせています。
3.サービスマネジメントシステムの確立	・新入園児が園にできるだけ早く慣れるよう、慣らし保育が大切であることを、入園前面談時に詳しく説明しています。 ・入園前面接時に子どもや家庭の状況を記載した定められた書式の記録があり、個別ファイルに綴り施錠保管しています。 ・入園後の園児は成長記録（毎月の身長・体重）および児童票を0、1歳児は毎

	月、2歳児は2か月ごと、3～5歳児は期ごとに記載しています。 ・園舎内は、玄関のスロープ、エレベーター、1階トイレ車椅子使用可、階段手すりなど、バリアフリーの環境に配慮しています。 ・虐待防止マニュアルが整備され、全職員が虐待定義について周知し、登降園時や午睡での着替え時など子どもたちの様子を観察して、虐待予兆と思われる異常を発見した場合は、直ちに園長に報告、園長は状況に応じて児童相談所などと連携をとります。 ・障がい児一人一人の障がい特性を考慮して、個別に月間指導計画を作成し、それに基づいて保育をしています。 ・アレルギー対応マニュアルがあり、主治医の生活管理指導表に基づき対応しています。食物アレルギー児については保護者と緊密な連携を持ち、除去食を提供しています。 ・保護者が気軽に苦情・要望が言えるように、ご意見箱を用意しています。また、各行事後に連絡帳を介して保護者意見を聞いています。 ・園児全員が健康診断、歯科健診を受け、結果は連絡帳と口頭で伝え、結果によって通院を勧めています。 ・衛生管理、感染症はマニュアルに基づき対応しています。 ・安全管理に関するマニュアルがあり、毎月、避難訓練と交通安全教室の計画をそれぞれ立て、全職員が子どもと一緒に実施しています。
4.地域との交流・連携	・地域住民に向けて、園庭開放、一時保育、赤ちゃんの駅、園見学などのサービスを行っています。対応する職員が保育所に対するニーズを聞き出しています。「赤ちゃんの駅」は金沢区からの要請で実施しましたが、園見学を兼ねて多い時は1か月56組の利用があります。 ・幼保小連携の研修会に5歳児担当職員が参加しています。金沢区の『子育て支援事業ポップコーン』に園長が講師となり手遊び、リズム遊びを紹介しました。その中で地域の親子とともに過ごし、子育てについて相談にのっています。 ・地域の育児講座の「とことこ」や富岡地域ケアプラザを介して園の情報を記事やチラシで提供し、子育て相談のご案内をしています。 ・系列のピアレ横浜スマイル保育園と共催の育児講座（給食も体験）・交流保育・運動会などには地域の方を招いています。 ・町内会には加入していませんが、地域ケアプラザに年長児が出向いてお年寄りとの交流を図り、同所で子育て支援として手遊びなども行っています。
5.運営上の透明性の確保と継続性	・利用希望者の電話照会などでは、見学が随時できることを案内しています。

	・見学希望者には、保育に支障をきたさない限り曜日や時間について見学者の希望を受け入れています。説明時には伝わりやすいように写真なども用意しています。 ・理念・基本方針は園舎内で職員の目につくところに掲示してあり、職員全員に「しおり」を配布しているので職員は周知しています。 ・園の重要な意思決定にあたっては、先ず職員間で話し合い理解を深めたうえで、保護者と打ち合わせ、相談しています。 ・幼保小連絡会議・金沢区公立園長会、横浜市社協福祉部会、横浜市こども青少年局などの諸会議において、地域における園運営に関する情報を入手・分析しています。 ・地域の重要な諸情報の分析結果を職員間で協議し、保育園として「地域から選ばれる保育園」となることが重要であることを確認し合い、「保育の質」を重点課題として設定しています。
6.職員の資質向上の促進	・経験・能力や習熟度に応じた役割などが明文化されています。 ・園長は可能な限り主任やリーダーに権限を委譲しています。緊急時は担当職員が対応しますが、対応処理についての最終的な責任は園長が負う体制になっています。 ・入社時の職員研修で、職員の守るべきコンプライアンスについて事務長が話しており、職員は周知しています。その他新聞に出ている他の保育園での不適切事例は職員回覧して、職員啓蒙に努めています。 ・非常勤職員の資質向上を図るため、入社時の研修、目標設定、反省などは常勤職員同様に行い、クラス担当配置は常勤職員と非常勤職員1対1の組み合わせを原則として行っています。 ・職員の振り返りは、「保育の目標・提案・反省」及び「保育士のためのチェックリスト」を使用して実施しています。